

| 改正後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>エ 現行どおり (略)</p> <p>オ 事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入すること。</p> <p>カ 現行どおり (略)</p> <p>キ 現行どおり (略)</p> <p>ク 現行どおり (略)</p> <p>(3) 認可化移行促進事業<br/>現行どおり (略)</p> | <p>エ 個人実施型については、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであり、家庭的保育者の居宅において少人数の児童の保育を行うのみの事業は対象とならないこと。</p> <p>オ 事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましい。</p> <p>カ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。</p> <p>キ 利用者からの苦情等に係る相談窓口の連絡先について周知を図ること。</p> <p>ク 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収、実地指導など重点的な支援を行うこと。</p> <p>(3) 認可化移行促進事業</p> <p>① 事業内容<br/>3年を限度に、市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可化移行計画に基づき必要な支援・指導を行う事業。<br/>なお、この事業は、保育対策等促進事業実施要綱の別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づく認可化移行環境改善事業(以下、「認可化移行環境改善事業」という。)と併せて実施できるものとする。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 市町村は、この事業を実施しようとするときは、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分協議のうえ、当該認可外保育施設とともに認可化移行計画を策定するものとする。</p> <p>イ この事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定したものであって、以下の要件をすべて満たす認可外保育施設とする。</p> <p>(ア) 要保育児童が多い地域に所在していること。</p> <p>(イ) 認可化の意欲があること。</p> <p>(ウ) 構造設備や人的配置が概ね児童福祉施設最低基準を満たしており、かつ都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がない等、運営や保育内容も一定レベル以上であること。</p> <p>(エ) 本事業及び認可化移行環境改善事業の支援を受けることにより、認可化が可能であること。</p> <p>(オ) 市町村が策定する認可化移行計画に協力的であること。</p> <p>ウ 認可移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる事業のことをいう。</p> |

改正後

現行

- (ア) 保育の内容についての支援・指導・確認  
保育士による保育指導や近隣の認可保育所における保育従事者に対する研修の実施。
  - (イ) 施設運営についての支援・指導・確認  
帳簿等の管理、人事管理、会計処理等についての専門家からの指導助言。
  - (ウ) 児童の健康管理についての支援・指導・確認  
近隣の認可保育所における健康診断や保健師等による相談指導の実施。
  - (エ) 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認  
栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容の指導助言。
  - (オ) 関係法令遵守のための支援・指導・確認  
用途変更手続きが必要な場合の専門家の指導助言や耐震診断の実施。
  - (カ) その他認可化に必要な支援・指導・確認
- エ 次の(ア)～(エ)の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。
- (ア) 目標年次の設定
  - (イ) 認可されるために取り組むべき課題
  - (ウ) (イ)の課題に対する具体的な毎年度の活動計画の策定
  - (エ) 認可移行に係る経費の所要額及びその活用
- ③ 留意点
- ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合は、前年度の活動計画の達成状況及び前年度の認可化移行促進事業費の活用実績を検証すること。また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可に移行することが困難であると認めた場合、または、やむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には速やかに本事業を中止すること。
  - イ 認可化移行計画に基づき、認可化を図るためには、年度毎の活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。
  - ウ この事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による認可化に向けた保育内容等の指導の他、移行に必要な準備の支援・指導を行うものであるが、この事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないものとする。

改正後

現行

(4) 保育所分園推進事業  
現行どおり (略)

(5) 保育所体験特別事業  
現行どおり (略)

(4) 保育所分園推進事業

① 事業内容

保育所分園や保育所以外の利便性の高い場所で行う一時保育又は特定保育を推進するため、その施設の運営に係る特別な経費を助成する事業。

② 実施要件

本事業の対象となる施設とは、次に掲げるものとする。

ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園

イ 保育所以外の場所で以下の事業を実施するための施設

(ア) 保育対策等促進事業費実施要綱の別添1一時・特定保育等事業実施要綱に基づく一時保育促進事業

(イ) 保育対策等促進事業費実施要綱の別添1一時・特定保育等事業実施要綱に基づく特定保育事業

(5) 保育所体験特別事業

① 事業内容

ベビーホテル利用者など、普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や保育所入所児童との交流及びベテラン保育士や医師等からのアドバイスを通じて、親子の育ちを支援する事業。

② 実施要件

ア 該当する保護者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定して月1回以上実施すること。

イ 児童の発達の観察や保護者からの聞き取り等により、該当する親子の抱える悩みや問題点を的確に把握し、指導計画又は保育計画を策定した上で必要な支援を行うこと。

ウ 児童に対しては、集団活動を通じた子ども相互の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果等が期待される計画策定に配慮すること。

エ 保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方・タイミングや絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などの効果等が期待される計画策定に配慮すること。

オ この事業は認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子やひきこもり親子等がこの事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけるものとする。

カ 市町村及び実施保育所は、この事業の実施について、広報紙等を活用するほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診の機

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(6) 障害児保育円滑化事業</p> <p>[削除]</p><br><p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>① 事業内容<br/>現行どおり (略)</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 現行どおり (略)</p> <p>イ 既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施する。</p> | <p>会をとらえて、関係機関との連携・調整に努めること。</p> <p>③ 留意点</p> <p>ア 親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。</p> <p>イ 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。</p> <p>(6) 障害児保育円滑化事業</p> <p>① 事業内容<br/>保育所において、軽度障害児を含め障害児を4人以上受け入れるために掛かる特別な経費の助成を行う事業。</p> <p>② 実施要件<br/>対象となる障害児は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 保育に欠ける障害児であって、集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)</p> <p>イ アに該当する者を除き、保育に欠ける次の各号のいずれかに該当する障害児</p> <p>(ア)「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童</p> <p>(イ)「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童</p> <p>(ウ)その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童</p> <p>(7) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>① 事業内容<br/>市町村が必要と認めた認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施する事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 感染症罹患等の有無を発見するため、市町村が受診する必要を認める検査項目について健康診断を行う。</p> <p>イ 感染症等に係る健診について既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施する。</p> |

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>4 事業の実施手続き<br/>現行どおり (略)</p> <p>5 費用<br/>(1) 3の(1)～(3)及び(6)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。<br/>① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業<br/>② 指定都市及び中核市が実施する事業<br/>(2) 3の(4)及び(5)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。<br/>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業<br/>② 指定都市及び中核市が実施する事業<br/>(3) 現行どおり (略)<br/>(4) 現行どおり (略)</p> <p>6 補助金の返還<br/>現行どおり (略)</p> | <p>4 事業の実施手続き<br/>(1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、都道府県知事に十分に協議を行うものとする。<br/>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>5 費用<br/>(1) 3の(1)～(3)及び(7)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。<br/>① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業<br/>② 指定都市及び中核市が実施する事業<br/>(2) 3の(4)～(6)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。<br/>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業<br/>② 指定都市及び中核市が実施する事業<br/>(3) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。<br/>(4) 3の(1)の事業については、対象経費に建物の賃借料(敷金を除く。)を含むことができること。</p> <p>6 補助金の返還<br/>3の(3)の事業について、事業終了時において、当該認可外保育施設が認可保育所に移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。</p> |

改正後

現行

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 趣旨  
現行どおり（略）
- 2 実施主体  
現行どおり（略）
- 3 対象事業  
本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。なお、次に掲げる事業のうち、(1)①と(2)①は、併せて実施できるものとする。
  - (1) 基本改善事業  
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育サービス提供施設設置促進事業  
現行どおり（略）
    - ② 認可化移行環境改善事業  
現行どおり（略）
    - ③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業  
保育対策等促進事業実施要綱の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）という。）に必要な保育所の改修等を行う事業。
  - (2) 環境改善事業  
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育所障害児受入促進事業  
現行どおり（略）

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 趣旨  
既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置並びに保育所及び保育所分園における障害児の受入れの促進等を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体  
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。
- 3 対象事業  
本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。なお、次に掲げる事業のうち、(1)①と(2)①は、併せて実施できるものとする。
  - (1) 基本改善事業  
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育サービス提供施設設置促進事業  
保育サービスの需要が高い場所に保育所、保育所分園、送迎保育ステーション事業等のための施設を設置し、地域の実情に応じた保育サービスの提供を行うために必要な改修等を行う事業。
    - ② 認可化移行環境改善事業  
市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。
    - ③ 病児・病後児保育事業（自園型）環境改善事業  
保育対策等促進事業実施要綱の別添3「病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱」に基づく事業（以下、病児・病後児保育事業（自園型）という。）に必要な保育所の改修等を行う事業。
  - (2) 環境改善事業  
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育所障害児受入促進事業  
既存の保育所、又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>② 分園推進事業<br/>現行どおり (略)</p> <p>③ 病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型) 推進事業<br/><u>病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型) の実施を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</u></p> | <p>② 分園推進事業<br/>保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</p> <p>③ 病児・病後児保育事業 (自園型) 推進事業<br/><u>病児・病後児保育事業 (自園型) の実施を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</u></p>   |
| <p>4 対象事業の制限<br/>現行どおり (略)</p>  | <p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化に伴う改修は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)②、③の事業については、1施設につき1回限りとする。</p> <p>(4) 3の(1)の事業については、既存施設の改修を伴わない設備の整備 (備品の購入等) のみの場合は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(5) 3の(1)①及び(2)②の事業については、当該年度中に開設される施設、又は翌年度4月1日に開設されるもののみを対象とするものであること。</p> <p>(6) 3の(1)③及び(2)③の事業については、当該年度中、又は翌年度に事業実施を予定している保育所を対象とするものであること。</p> <p>(7) 3の(2)①の事業については、当該年度中、又は翌年度に障害児の受入れを予定している保育所を対象とするものであること。</p> |
| <p>5 費用<br/>現行どおり (略)</p>   | <p>5 費用</p> <p>(1) 市町村は、本事業を実施するのに必要な経費を支弁すること。</p> <p>(2) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>  |
| <p>6 その他 (補助金の返還)<br/>現行どおり (略)</p>   | <p>6 その他 (補助金の返還)</p> <p>3の(1)②の事業については、実施主体の責めに帰すべき事由で、事業実施後3年を経て、認可保育所に移行されなかった場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>   |

平成20年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

| 改正後                                       |  |                      |                         | 改正前  |                      |        |       |
|---|--|----------------------|-------------------------|--|----------------------|--------|-------|
| 別表  |  |                      |                         | 別表   |                      |        |       |
| 1 区分                                      | 2 基準額  | 3 対象経費               | 4 補助率                   | 1 区分   | 2 基準額                | 3 対象経費 | 4 補助率 |
| 保<br>育<br>対<br>策<br>等<br>促<br>進<br>事<br>業 | 1 一時・特定保育等事業<br>(1) 一時保育促進事業<br>(年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする) | 一時・特定保育等事業<br>に必要な経費 | 1 / 3                   | 1 一時・特定保育等事業<br>(1) 一時保育促進事業<br>(年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする) | 一時・特定保育等事業<br>に必要な経費 | 1 / 3  |       |
|   | 1 か所当たり年額<br>270,000 円<br>(25 人以上 300 人未満)                   |                      |                         | 1 か所当たり年額<br>270,000 円<br>(25 人以上 300 人未満)                   |                      |        |       |
|   | 810,000 円<br>(300 人以上 600 人未満)                               |                      |                         | 810,000 円<br>(300 人以上 600 人未満)                               |                      |        |       |
|   | 1,350,000 円<br>(600 人以上 900 人未満)                             |                      |                         | 1,350,000 円<br>(600 人以上 900 人未満)                             |                      |        |       |
|   | 1,890,000 円<br>(900 人以上 1,200 人未満)                           |                      |                         | 1,890,000 円<br>(900 人以上 1,200 人未満)                           |                      |        |       |
|   | 2,430,000 円<br>(1,200 人以上 1,500 人未満)                         |                      |                         | 2,430,000 円<br>(1,200 人以上 1,500 人未満)                         |                      |        |       |
|   | 2,970,000 円<br>(1,500 人以上 1,800 人未満)                         |                      |                         | 2,970,000 円<br>(1,500 人以上 1,800 人未満)                         |                      |        |       |
|   | 3,510,000 円<br>(1,800 人以上 2,100 人未満)                         |                      |                         | 3,510,000 円<br>(1,800 人以上 2,100 人未満)                         |                      |        |       |
|   | 4,050,000 円<br>(2,100 人以上 2,400 人未満)                         |                      |                         | 4,050,000 円<br>(2,100 人以上 2,400 人未満)                         |                      |        |       |
|   | 4,590,000 円<br>(2,400 人以上 2,700 人未満)                         |                      |                         | 4,590,000 円<br>(2,400 人以上 2,700 人未満)                         |                      |        |       |
| 5,130,000 円 (2,700 人以上)                   |  |                      | 5,130,000 円 (2,700 人以上) |  |                      |        |       |



改正後

改正前

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額)

- (2) 特定保育事業  
一時保育促進事業と同じ

※(1)、(2)ともに、1日当たり4時間未満の利用児童については2人で1人と算定すること

- (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1か所当たり年額 9,000,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、4,500,000円)

- (4) 地域保育資源活用事業

①休日保育分

ア 基本分

1か所当たり年額 200,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、100,000円)

イ 加算分

利用児童1人当たり日額  
2,000円

②時間外保育分

ア 基本分

1か所当たり年額 400,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、200,000円)

イ 加算分

利用児童1人当たり日額  
2,000円

③病児・病後児保育分

ア 基本分

1か所当たり年額 400,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、200,000円)

イ 加算分

利用児童1人当たり日額  
5,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額)

- (2) 特定保育事業  
一時保育促進事業と同じ

※(1)、(2)ともに、1日当たり4時間未満の利用児童については2人で1人と算定すること

- (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1か所当たり年額 9,000,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、4,500,000円)

| 改正後  |                 | 改正前  |                 |
|--|-----------------|--|-----------------|
| 2 休日・夜間保育事業  | 休日・夜間保育事業に必要な経費 | 2 休日・夜間保育事業  | 休日・夜間保育事業に必要な経費 |
| (1) 休日保育事業   |                 | (1) 休日保育事業   |                 |
| ①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下)                                |                 | ①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下)                                |                 |
| 1か所当たり年額 630,000円<br>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、315,000円) |                 | 1か所当たり年額 630,000円<br>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、315,000円) |                 |
| ②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)             |                 | ②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)             |                 |
| 1か所当たり年額<br>63,000円<br>(210人超 280人未満)                  |                 | 1か所当たり年額<br>63,000円<br>(210人超 280人未満)                  |                 |
| 189,000円<br>(280人以上 350人未満)                            |                 | 189,000円<br>(280人以上 350人未満)                            |                 |
| 315,000円<br>(350人以上 420人未満)                            |                 | 315,000円<br>(350人以上 420人未満)                            |                 |
| 441,000円<br>(420人以上 490人未満)                            |                 | 441,000円<br>(420人以上 490人未満)                            |                 |
| 567,000円<br>(490人以上 560人未満)                            |                 | 567,000円<br>(490人以上 560人未満)                            |                 |
| 693,000円<br>(560人以上 630人未満)                            |                 | 693,000円<br>(560人以上 630人未満)                            |                 |
| 819,000円<br>(630人以上 700人未満)                            |                 | 819,000円<br>(630人以上 700人未満)                            |                 |
| 945,000円<br>(700人以上 770人未満)                            |                 | 945,000円<br>(700人以上 770人未満)                            |                 |
| 1,071,000円<br>(770人以上 840人未満)                          |                 | 1,071,000円<br>(770人以上 840人未満)                          |                 |
| 1,197,000円<br>(840人以上 910人未満)                          |                 | 1,197,000円<br>(840人以上 910人未満)                          |                 |

| 改正後   |                         |  | 改正前   |  |  |
|---|-------------------------|--|---|--|--|
| <p>1,323,000 円<br/>(910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円<br/>(980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額を加算 (千円未満切り捨て))</p> <p>(2) 夜間保育推進事業<br/>1 か所当たり年額 1,500,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあっては、750,000 円)</p>   |                         |  | <p>1,323,000 円<br/>(910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円<br/>(980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額を加算 (千円未満切り捨て))</p> <p>(2) 夜間保育推進事業<br/>1 か所当たり年額 1,500,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあっては、750,000 円)</p> |  |  |
| <p>3 病児・病後児保育事業</p> <p>① 病児対応型</p> <p>ア 4 人定員<br/>1 か所当たり年額 8,480,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、4,240,000 円)</p> <p>イ 2 人定員<br/>1 か所当たり年額 6,030,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,010,000 円)</p> <p>② 病後児対応型</p> <p>ア 4 人定員<br/>1 か所当たり年額 6,790,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,390,000 円)</p> <p>イ 2 人定員<br/>1 か所当たり年額 4,630,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,310,000 円)</p> <p>③ 体調不良児対応型<br/>1 か所当たり年額 4,410,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,200,000 円)</p> | <p>病児・病後児保育事業に必要な経費</p> | <p>3 病児・病後児保育事業 (自園型)</p> <p>1 か所当たり年額 3,125,000 円<br/>(ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあっては、1,562,000 円)</p> | <p>病児・病後児保育事業 (自園型) に必要な経費</p>  |  |  |

| 改正後   |                          |  | 改正前   |                          |  |
|---|--------------------------|--|---|--------------------------|--|
| <p>④ 経過措置分</p> <p>ア 病児対応型</p> <p>    a 4人定員 (旧A型病児加算)</p> <p>        1か所当たり年額 6,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,000,000円)</p> <p>    b 2人定員 (旧B型病児加算)</p> <p>        1か所当たり年額 4,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,000,000円)</p> <p>イ 病後児対応型</p> <p>    a 4人定員 (旧A型)</p> <p>        1か所当たり年額 5,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,500,000円)</p> <p>    b 2人定員 (旧B型)</p> <p>        1か所当たり年額 3,500,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,750,000円)</p> <p>ウ 施設型 (旧C型)</p> <p>        1か所当たり年額 1,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、500,000円)</p> <p>エ 派遣型一時保育</p> <p>        1か所当たり年額 1,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、500,000円)</p> | <p>→</p>                 |  |   |                          |  |
| <p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>① 事業費</p> <p>    1か所当たり年額 13,416,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、6,708,000円)</p> <p>② 賃借料</p> <p>    1か所当たり年額 3,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,500,000円)</p>   | <p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p> |  | <p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>① 事業費</p> <p>    1か所当たり年額 13,346,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、6,673,000円)</p> <p>② 賃借料</p> <p>    1か所当たり年額 3,000,000円<br/>(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,500,000円)</p> | <p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p> |  |

改正後

- (2) 家庭的保育事業  
 ①家庭的保育事業  
 ア 家庭的保育者経費  
 児童1人当たり月額 54,300円
- イ 家庭的保育支援者経費  
 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,698,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,349,000円)
- ウ 連携保育所経費  
 a 基本分  
 1か所当たり年額 600,000円  
 b 加算分  
 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 120,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))
- ②家庭的保育者等研修事業  
 1か所当たり年額 254,000円
- (3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)
- (4) 保育所分園推進事業  
 ①保育所分園  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)  
 ②一時・特定保育実施施設  
 1か所当たり年額 600,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)
- (5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 1,000,000円

改正前

- (2) 家庭的保育事業  
 ①家庭的保育事業  
 ア 通常保育  
 児童1人当たり月額 36,600円
- イ 保育所人件費等  
 a 基本分  
 1か所当たり年額 300,000円  
 b 加算分  
 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、上記単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))
- ②家庭的保育者研修事業  
 1か所当たり年額 254,000円
- (3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)
- (4) 保育所分園推進事業  
 ①保育所分園  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)  
 ②一時・特定保育実施施設  
 1か所当たり年額 600,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)
- (5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 765,000円

| 改正後 |   |                 |  | 改正前 |   |                 |  |
|-----|---|-----------------|--|-----|---|-----------------|--|
|     | [廃止]  |                 |  |     | (6) 障害児保育円滑化事業<br>1 事業当たり年額 765,000 円         |                 |  |
|     | (6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業<br>1 市町村当たり年額 584,000 円 |                 |  |     | (7) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業<br>1 市町村当たり年額 584,000 円 |                 |  |
| 5   | 保育環境改善等事業                                     | 保育環境改善等事業に必要な経費 |  | 5   | 保育環境改善等事業                                     | 保育環境改善等事業に必要な経費 |  |
|     | (1) 基本改善事業<br>1 事業当たり 7,000,000 円             |                 |  |     | (1) 基本改善事業<br>1 事業当たり 7,000,000 円             |                 |  |
|     | (2) 環境改善事業<br>1 事業当たり 1,000,000 円             |                 |  |     | (2) 環境改善事業<br>1 事業当たり 1,000,000 円             |                 |  |